

# 宮城県地域警察運営規程

平成6年10月25日  
宮城県警察本部訓令第10号

宮城県地域警察運営規程を次のように定める。

## 宮城県地域警察運営規程

外勤警察運営規程（昭和52年宮城県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 地域警察官の勤務制及び勤務時間（第9条－第12条）
- 第3章 運用計画等（第13条－第15条）
- 第4章 地域警察活動
  - 第1節 交番及び駐在所（第16条－第24条の2）
  - 第2節 警ら用無線自動車（第25条－第30条）
  - 第3節 移動交番車（第31条－第33条）
  - 第4節 警備派出所（第34条）
- 第5章 指揮監督及び指導教養（第35条－第37条）
- 第6章 活動状況等の報告（第38条・第39条）
- 第7章 交番相談員（第40条）
- 第8章 雑則（第41条－第45条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、宮城県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 地域警察の運営については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（活動単位）

第3条 地域警察の活動単位は、交番（署所在地交番を含む。以下同じ。）、駐在所、警ら用無線自動車、移動交番車及び警備派出所（警備等のため臨時に置く交番その他の派出所を含む。以下同じ。）とする。

（運用）

第4条 地域警察は、前条に定める活動単位に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。

（通常基本勤務）

第5条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別の区分に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、規

則第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 交番勤務 立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 警ら用無線自動車勤務 機動警ら及び待機
- (4) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張り、在所、警ら及び待機  
(特別勤務)

第6条 地域警察官は、規則第2条の任務を達成するため、通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動を行う必要がある場合は、前条の規定にかかわらず、当該特別な活動を行うための地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）に従事するものとする。

- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、管内の治安情勢、警察事象等から特に必要があると認められる場合は、地域警察官に対し、特別勤務を命ずることができる。
- 3 署長は、地域警察官に対して特別勤務を命ずる場合は、通常基本勤務への影響を勘案するとともに、関係する部門との連携を図るものとする。

（地域警察勤務以外への従事制限）

第7条 署長は、大規模警備等真にやむを得ない場合のほか、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 2 署長は、やむを得ない事情により地域警察官を転用勤務に従事させようとする場合はあらかじめ、その必要性のほか、地域警察体制に与える支障の程度、当該地域警察官とその他の地域警察官との業務負担の均衡等を考慮しなければならない。
- 3 署長は、地域警察官を5日以上連続して転用勤務に従事させる場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

（事件等の処理範囲の基準）

第8条 規則第3条に規定する事件等の処理範囲の基準は、別に定める。

## 第2章 地域警察官の勤務制及び勤務時間

（勤務制等）

第9条 地域警察官の勤務制及び勤務時間は、県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年宮城県警察本部訓令第9号）の定めるところによる。

- 2 地域警察官の勤務制には、毎日勤務のうち駐在所の施設に居住し、活動する駐在制勤務を含めるものとする。
- 3 前2項に定める勤務制は、次の各号に掲げる活動単位の区分に従い、当該各号に定める勤務制に区分する。

ただし、交番及び駐在所は、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

- (1) 交番 交替制勤務又は毎日勤務
  - (2) 駐在所 駐在制勤務又は毎日勤務
  - (3) 警ら用無線自動車 交替制勤務又は毎日勤務
  - (4) 移動交番車 交替制勤務又は毎日勤務
  - (5) 警備派出所 交替制勤務又は毎日勤務
- 4 署長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、複数の地域警察

官を配置する駐在所（以下「複数配置駐在所」という。）の毎日勤務の地域警察官を交替制勤務とすることができる。

（班の編成）

第10条 署長は、交替制勤務の地域警察官を、当該交替制に応じた班に編成して運用するものとする。

（勤務の開始及び終了時刻）

第11条 地域警察官の勤務の開始及び終了の時刻は、原則として、次表に定めるとおりとし、それぞれ署長が指定するものとする。

勤務制	勤務別	開始時刻	終了時刻
交替制勤務	日勤	午前5時から午後1時までの間	午後1時45分から午後9時45分までの間
	当番	午前8時から午前10時までの間	翌日午前8時から午前10時までの間
毎日勤務	日勤	午前5時から午後1時までの間	午後1時45分から午後9時45分までの間
駐在制勤務			

2 署長は、地域警察の重点的な運用を図るなど特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、開始時刻及び終了時刻を繰り上げ又は繰り下げて指定することができる。

（勤務基準の制定）

第12条 勤務種別ごとの勤務基準は、署長が定めるものとする。

### 第3章 運用計画等

（月間活動計画の策定）

第13条 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、月間活動計画を定めなければならない。

2 前項の月間活動計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 月間における日ごとの実働人員
- (2) 月間内において行うべき活動の内容及び重点
- (3) 月間内において行うべき指導教養の重点及び巡視計画
- (4) その他月間の活動に必要な事項

（勤務日の活動重点等）

第14条 警察署の地域課長（以下「署地域課長」という。）は、地域警察官に対し、勤務日における活動について、次の事項を指示するものとする。

- (1) 月間活動計画に基づく勤務日の実施事項
- (2) 所管区の実態等に即した警ら要点等の選択
- (3) 所管区の実態等から特に重要と思われる活動の時間、場所及び内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか活動に当たって配慮すべき事項

2 所長、副所長及び班長（宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)

第18条第6項に定める所長、副所長及び班長をいう。以下同じ。）は、所管区の実態に

応じ、前項に定める指示事項についての具体的な勤務要領等を勤務員に対して指示するほか、必要な調整を行うものとする。

- 3 地域警察の活動単位に勤務する地域警察官は、前2項の指示、調整に基づき、勤務日の活動計画を作成するものとする。

(運営)

第15条 署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資機材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

#### 第4章 地域警察活動

##### 第1節 交番及び駐在所

(所長等)

第16条 交番には、警部又は警部補の地域警察幹部を所長として置くことができる。

- 2 複数配置駐在所には、警部補又は巡査部長の地域警察幹部を所長として置くことができる。
- 3 警部を所長とする交番に置く副所長は、警部補の地域警察幹部を充てるものとする。
- 4 交番に置く班長は、交替制勤務ごとに置き、巡査部長又は巡査の地域警察官を充てるものとする。

(受持区の設定)

第17条 署長は、警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）別表第4に定める交番及び駐在所の受持区域（以下「所管区」という。）を区分し、担当区域（以下「受持区」という。）を定め、それぞれ所管区ごとに一連番号を付して担当する地域警察官を指定するものとする。

- 2 受持区は、面積、人口、世帯数、警察対象等の状況を総合的に勘案し、かつ、負担の均衡が保たれるよう定めなければならない。
- 3 前2項による受持区の設定及び担当する地域警察官の指定に当たっては、所長、副所長及び班長（以下「所長等」という。）の負担軽減を図ることができる。

(警ら区及び警ら要点の設定)

第18条 署長は、所管区的面積、警戒対象等の状況を考慮し、所管区ごとに必要な数の警ら区を定め、それぞれ一連番号を付すものとする。

- 2 署長は、警ら区内における事件・事故、各種災害の予防等の対象となる主要な地点、地域及び区間を警ら要点として定めるものとする。

(所管区活動)

第19条 交番及び駐在所に勤務する地域警察官は、所管区において、治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、その実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して規則第2条の任務を遂行するものとする。

(立番、見張り及び在所)

第20条 交番勤務の立番においては、原則として、交番の施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、請願届の受理等に当たるものとする。

- 2 交番勤務の見張りにおいては、交番の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、請願届の受理等に当たるものとする。
- 3 交番勤務及び駐在所勤務の在所においては、交番又は駐在所の施設内において、請願

届の受理等を行うとともに、書類の作成整理、施設及び装備資器材の点検整備等を行い併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

(警ら)

第21条 交番勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、所管区を巡行して、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言、指導等に当たるものとする。

2 前項の警らは、徒歩、自転車又は自動二輪車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められる場合は、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。

(巡回連絡)

第22条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、指導連絡、住民の困りごと、意見、要望の聴取等を行い、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 巡回連絡の実施基準は、受持区の各戸について、地域の特性、受持区を有する地域警察官の勤務状況等を踏まえ、優先順位を判断の上、署長が定めるものとする。

3 巡回連絡は、原則として昼間に行うものとし、夜間に行う必要があると認められる場合は、あらかじめ署地域課長の承認を受けなければならない。

4 署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察職員をして巡回連絡に協力させるものとする。

(巡回連絡時の指導連絡事項等)

第23条 巡回連絡に際しては、次に掲げる事項について指導連絡及び情報提供を行うものとする。

(1) 最近における犯罪及び災害事故の傾向並びにその被害の防止方法に関すること。

(2) 訪問先の住民が被害に遭う可能性の高い犯罪又は災害事故の発生状況及びその被害の防止方法に関すること。

(3) 犯罪、災害事故等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法に関すること。

(4) 訪問先の住民に教示する必要があると認められる、警察に対する諸願届の手續に関すること。

(5) その他、訪問先の住民の安全かつ平穏な生活を確保する上で必要な事項に関すること。

(ブロック運用)

第24条 署長は、所管区が相互に隣接し又は近接する2以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜別の人口、治安情勢等を勘案して、必要があると認めた場合は、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下「ブロック」という。）において、当該2以上の交番又は駐在所の地域警察官を統一的に運用（以下「ブロック運用」という。）することができる。

2 署長は、ブロック運用を行う場合において、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる交番又は駐在所の地域警察幹部の中からブロック長（当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者をいう。）を指定するものとする。

3 署長は、交番及び駐在所の警察事象、立地環境等を勘案して、ブロック運用による地

域警察官の複数配置・勤務体制の構築等、所要の人員配置に努めるとともに、状況に応じた適切な職務執行体制の確保に努めるものとする。

4 第19条から第23条までの規定は、ブロック運用について準用する。

この場合において、第19条及び第21条中「所管区」とあるのは「ブロック」と読み替えるものとする。

(不在時の処置)

第24条の2 交番又は駐在所の勤務員が、勤務その他の理由により在所しないときは、市民の願い届けその他に不便を与えないように、処置しておかなければならない。

第2節 警ら用無線自動車

(警ら用無線自動車の活動)

第25条 警ら用無線自動車に勤務する地域警察官は、定められた区域内において、事件・事故の発生状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他当該区域の実態を勘案し、機動力をいかした活動を行うことにより、規則第2条の任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第26条 警ら用無線自動車勤務の機動警らにおいては、前条に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 前項の機動警らの開始時及び終了時には、通信指令室及び警察署通信室に報告するとともに、遂行中は常に無線局を開局しておかなければならない。ただし、事故処理等のため、当該車両を離れる必要があるときにおいて、無線局名、場所及び理由を通信指令室及び警察署通信室に報告した場合は、この限りでない。

(待機)

第27条 警ら用無線自動車勤務の待機においては、指定された場所で、書類の作成、装備資器材の点検整備等に当たるものとする。この場合において、事件・事故が発生した場合には、直ちに出勤できる体制を保持しなければならない。

(連携運用)

第28条 警ら用無線自動車に勤務する地域警察官は、所管区活動との連携を図るため、交番又は駐在所への立寄り、情報交換を行うとともに、必要により交番又は駐在所の地域警察官を同乗させ、機動警ら、事件・事故等の共同処理に当たるものとする。

(緊急運用等)

第29条 地域部通信指令課長は、事件の発生を認知し、かつ、急を要すると認めた場合は、警ら用無線自動車を一時的に集中運用することができる。

2 地域部地域課長は、前項の場合を除き、移植用臓器の緊急搬送又はその誘導その他特別に警ら用無線自動車による警備が必要と認められ、かつ、当該経路が2以上の警察署管内に及ぶ場合は、関係警察署の警ら用無線自動車の運用を調整することができる。

(宮城県警察機動警ら隊)

第30条 宮城県警察機動警ら隊の運営については、この訓令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第3節 移動交番車

(移動交番車の活動)

第31条 署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車により当該地域をその所管区に含む交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 移動交番車に勤務する地域警察官は、運用区域を警らするとともに、特定の場所において移動交番を開設し、次の活動を行うものとする。

- (1) 警戒及び警ら
- (2) 急訴事案の処理
- (3) 防犯、事故防止等の指導又は連絡
- (4) 請願届の受理
- (5) 地理案内
- (6) 警察相談及び警察広報
- (7) その他交番又は駐在所の補助的活動

(臨時運用)

第32条 署長は、次の各号に該当する場合は、移動交番車を臨時に運用することができる。

- (1) 行楽地、海水浴場、祭礼等一時的に多数の人が集まり、警戒及び警らを行う必要がある場合
- (2) 事件・事故の多発地域等において、検問を行う必要がある場合
- (3) 災害その他重要事案の発生に際して、現場活動を行う必要がある場合
- (4) その他緊急に負傷者等の搬送を行う必要がある場合

(準用規定)

第33条 第20条第3項の規定は移動交番車勤務の在所について、第21条第1項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第20条第3項中「交番又は駐在所の施設内」とあるのは「移動交番車」と、第21条第1項中「所管区」とあるのは「治安情勢等を勘案して必要と認めた特定の地域」と読み替えるものとする。

2 第26条第2項及び第28条の規定は、移動交番車の活動について準用する。この場合において、第26条第2項中「前項の機動警ら」とあるのは「移動交番車勤務」と、第28条中「警ら用無線自動車」とあるのは「移動交番車」と読み替えるものとする。

#### 第4節 警備派出所

(警備派出所の活動)

第34条 警備派出所に勤務する地域警察官等は、交番又は駐在所の地域警察活動を補い、特定の地域において必要な活動を行うものとする。

2 第20条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張りについて、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、第21条第1項の規定は警備派出所勤務の警らについて、第27条の規定は警備派出所勤務の待機について準用する。この場合において、第20条第1項及び第2項中「交番」とあるのは「警備派出所」と、同条第3項中「交番勤務又は駐在所勤務」とあるのは「警備派出所勤務」と、「交番又は駐在所」とあるのは「警備派出所」と、第21条第1項中「交番勤務及び駐在所勤務」とあるのは「警備派出所勤務」と、「所管区」とあるのは「第34条第1項に規定する特定の地域」と、第27条中「警ら用無線自動車」とあるのは「警備派

出所」と読み替えるものとする。

- 3 署長は、前2項に定めるもののほか、警備派出所の具体的な活動要領を定めるものとする。

#### 第5章 指揮監督及び指導教養

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第35条 地域警察幹部は、勤務の実態を的確に把握し、地域警察官が地域を担当する責任とその自覚を堅持し、自発的に活動に取り組むよう地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たらなければならない。

- 2 前項の指揮監督及び指導教養に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各人の能力、個性、経験等に応じて具体的に行うとともに、常にその結果を確認するよう努めること。
- (2) 努めて事件・事故の現場に赴き、現場活動を通じて実践的指導教養を行うこと。
- (3) 命令、指示及び任務は、具体的かつ明りょうに与えること。
- (4) 日常の職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した教養に努めること。

(巡視)

第36条 署長、副署長又は次長、地域警察幹部及びその他の幹部（以下これらを「幹部」という。）は、交番、駐在所及び警備派出所（以下「交番等」という。）を計画的に巡視し、指揮監督及び指導教養を行わなければならない。

- 2 幹部は、交番等を巡視した場合は、交番等に備え付ける指示指導連絡簿に監督指示及び指導教養の要旨を記載し、その徹底を図らなければならない。
- 3 地域警察官は、常に前項の指示指導連絡簿を閲覧し、監督指示及び指導教養事項の実践に努めなければならない。
- 4 第2項の指示指導連絡簿の様式は別に定める。

(活動の評価)

第37条 署長及び地域警察幹部は、地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察活動の重点に照らして、努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価することとし、地域警察官が行うべき活動の全般にわたって客観的に判断して行うよう努めなければならない。

- 2 活動の評価の具体的な要領は、別に定める。

#### 第6章 活動状況等の報告

(定期報告)

第38条 署長は、地域警察官の活動状況等を定期的に本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告に係る細目的事項は、別に定める。

(随時報告)

第39条 署長は、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について、その都度本部長に報告しなければならない。

- (1) 地域警察の運営について効果を上げた事例
- (2) 地域警察官が行った特記すべき活動の概要
- (3) 地域警察についての改善状況及び改善の意見

## 第7章 交番相談員

### (交番相談員)

第40条 交番の所管区の実態を勘案して特に必要があると認められる場合は、当該交番に、当該活動を援助する活動に従事する職員（以下「交番相談員」という。）を置くことができる。

- 2 交番相談員は、原則として非常勤とする。
- 3 交番相談員の運用要領等必要な事項は、別に定める。

## 第8章 雑則

### (備付簿冊等)

第41条 交番等には、その活動の状況、取り扱った事案等を記録する簿冊を備え付けなければならない。

- 2 前項の簿冊の様式等は、別に定める。
- 3 簿冊及び活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

### (勤務日誌の記載)

第42条 地域警察の活動単位に勤務する地域警察官は、それぞれ勤務日ごとの活動状況等を勤務日誌に記録しなければならない。

- 2 勤務日誌の様式等は、別に定める。

### (勤務の引継ぎ)

第43条 地域警察官は、当該勤務中に取り扱った事項その他必要な事項を次の勤務の地域警察官等に対して確実に引き継がなければならない。

### (略図の掲示)

第44条 交番等には、地理案内その他執務の参考となる所管区又は警備担当区域の略図を掲示しておかななければならない。

- 2 前項の略図には、次に掲げる事項を記入するものとする。
  - (1) 交通網、集落、地勢、河川及び隣接所管区との境界線
  - (2) 官公署、学校、病院、消防機関、貯水池等主要な施設の位置及び名称
  - (3) その他参考となる事項

### (細則の制定)

第45条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に必要な細目的事項（以下「細目」という。）は、署長が定める。この場合において、署長は、あらかじめ本部長の承認を受けるものとする。

- 2 前項後段の規定は、細則を改める場合について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に改正前の外勤警察運営規程第44条及び第48条の規定により記載し、又は記録し、及び保存されている指示指導連絡簿及び勤務日誌は、第37条及び第43条の規定により記載し、又は記録し、及び保存されている指示指導連絡簿及び勤務日誌

とみなす。

附 則（平成 7 年 6 月 16 日本部訓令第 9 号抄）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 7 年 7 月 2 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 16 日本部訓令第 9 号）  
この訓令は、平成 13 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 26 日本部訓令第 18 号）  
この訓令は、平成 13 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日本部訓令第 9 号）  
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日本部訓令第 11 号）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現に改正前の宮城県警察文書管理規程の規定により使用している様式は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式のものを用いることができる。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日本部訓令第 6 号）  
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 20 日本部訓令第 16 号）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現に改正前の宮城県地域警察運営規程第 37 条及び第 43 条の規定により記載し、又は記録し、及び保存されている指示指導連絡簿及び勤務日誌は、改正後の宮城県地域警察運営規程第 36 条及び第 42 条の規定により記載し、又は記録し、及び保存されている指示指導連絡簿及び勤務日誌とみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日本部訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日本部訓令第 11 号）  
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日本部訓令第 3 号）  
この訓令は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 3 日本部訓令第 2 号）  
この訓令は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。